

平成24年

第4回市議会定例会 議案第14号

函館市営住宅条例の一部改正について

函館市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条アを次のように改める。

ア 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合 21万4,000円

(ア) 入居者または同居者に a から e までのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセ

ン病療養所入所者等

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、aまたはbのいずれかに該当する場合

a 同居者がいないこと。

b 同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の者であること。

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第6条第1項第1号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改める。

第40条第2項各号列記以外の部分中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 入居者が第6条第1項第1号ア（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合 13万9,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 11万4,000円

第43条中「改良法施行令」を「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）」に改める。

第47条第1項第3号を次のように改める。

(3) その者の収入が15万8,000円（その者が60歳以上の者である場合または第6条第1項第1号ア（ア）aからeまでのいずれかに該当する者である場合は、21万4,000円）を超えないこと。

附則中第13項を削り、第14項を第13項とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正等に伴い、入居者の資格としての収入の基準に関する規定を整備するため